

ふくい

気をつけよう！
見守ろう！

の消費生活

高齢者・若者の消費者トラブル
声をかけてみましょう

高齢者や若者は消費トラブルを防ぐためには、ご本人が意識を高めていただくとともに、ご家族や周りの方々が悪質商法の手口を知り、日頃から高齢者や若者の様子を気にかけて、見守っていただくことが大切です。

「あれ、いつもと違って変だな」と変化に気づいたら、声をかけていただいたり、消費生活相談窓口へつないでいただき、高齢者や若者の消費トラブルを防ぎましょう。

声かけについて

本人から相談された場合、問い詰めたり、全否定するような口調だと、本人の心を閉ざしてしまいがちです。相手を受け入れる気持ちを持ってゆっくりと話を聞きましょう。

NG 声かけNGワード集

本人の意識に関すること

- ・おだてにのっちゃって…
- ・欲を出すから…
- ・だまされてるんじゃない？
- ・何であんなのに引っ掛かるの？

契約に関すること

- ・何で契約までしちゃったの!?
- ・何できちんと契約書を読まなかったの!?
- ・契約したのはあなたの責任だ!



「気をつけよう！見守ろう！ふくいの消費生活」はこちらからダウンロードできます→

目次

- 金融関係トラブルにはご注意を！ 2
- 食品ロスを減らしましょう 3
- 除雪機による事故を防ごう 4
- 高齢者が知っておきたいスマートホンの利用方法・注意点 5
- 県消費生活センター・商品テストについて 6
- 多重債務者無料相談会のお知らせ／エシカル・チャレンジ2022のご案内 7
- 専門家による消費生活相談会／消費生活センターのご案内 8

金融関係トラブルにはご注意ください！

現在、「未公開株」や「社債」の他、「外国の通貨」、「事業への投資話」など詐欺的な投資勧誘をめぐる消費者トラブルが、高齢者を中心に依然として多く発生しています。

また、最近では以下のような、無登録の海外事業者による詐欺的な投資勧誘のほか、若年者に対する詐欺的な投資勧誘、暗号資産（仮想通貨等）に関する詐欺的な投資勧誘によるトラブルも目立ってきています。



- 海外に所在するとしている業者が、金融商品取引法に基づく登録を受けずに国内の消費者に対して勧誘を行い、トラブルになっているケース
- 金融商品取引法に基づく登録を受けていない業者（無登録業者）が、セミナーやSNS等を通じて若年者に「投資話」を持ち掛け、消費者金融から借入れをさせて投資させるなどし、トラブルとなっているケース
- 暗号資産で海外事業者に投資をすると大儲けできると勧誘を行い、配当や預かった暗号資産の払い戻しに応じずにトラブルとなっているケース

投資勧誘を受けた場合には、業者の実態なども確認し、

**契約するつもりがなければ
きっぱりと断りましょう！**



- ◆ おいしい儲け話には裏があると思って、常に注意しましょう！
- ◆ 18歳、19歳の新成人の方は、これらのトラブルに巻き込まれる可能性が高いので、十分に注意してください。
- ◆ もし被害に遭われたら、最寄りの消費生活センターに相談してください！

食品ロスを減らしましょう

「食品ロス」って何？

食べられるのに捨てられている食品のことで、日本では、年間約522万トン発生しています。これは、日本国民全員が1年間365日の毎日お茶碗1杯分の食べものを、ゴミとして捨ててしまっていることを意味します。

食品ロスは、食品関連事業者と家庭の双方から排出されています。削減のためには、私たち消費者が家庭内のロスだけでなく、スーパーや飲食店で意識し行動することが、事業者側のロス削減にもつながります。

12 つくる責任
つかう責任



事業者の食品ロス発生につながる「商慣習」って何？

商品を製造してから小売店に納品するまでの期限や店頭における販売期限が慣習的に決まっています（いわゆる1/3ルール）。例えば、賞味期間が6か月の商品は、製造日から2か月（最初の1/3）を過ぎると出荷できなくなります。また、賞味期間が残り1/3を切ると店頭から撤去されます。



これら返品廃棄される食品が、事業者側のコスト増加も招いています。この「商慣習」の背景には、賞味期間の長い商品を求める消費者志向があるとされています。

私たちが過度な鮮度志向を改め、賢い消費行動を取ることが、「商慣習」の見直しにつながります。

消費者ができること

- ◆ すぐに食べるものは手前から順番に購入する（期限の近いものから購入する）
- ◆ 欠品していても仕方ないと考える
- ◆ 消費期限と賞味期限の違いを理解する。



消費期限と賞味期限の違い

- **消費期限：安全に食べられる期限**
（期限を過ぎたら食べないほうがよい）
- **賞味期限：おいしく食べられる期限**
（この期限を過ぎても、すぐ食べられないということではない）

消費期限と賞味期限のイメージ



除雪機、半数以上が死亡事故 ～使う際に気を付けるポイント～

除雪機は、取扱上の注意を守り、安全機能の無効化は絶対にやめましょう。
使用に当たっては、周囲の環境に注意し、家族や近隣で声かけをしましょう。

(1) 除雪機の下敷きになった事故

事故の原因

使用者は転倒や離れた際に除雪機が自動で停止する緊急停止クリップを身体に取り付けておらず、その状態で除雪機を後進中に転倒したため、除雪機が使用者に乗り上げて下敷きとなったと考えられる。なお、使用していた除雪機はデッドマンクラッチ(手を離すと機械が停止)が搭載されていないものであった。

(2) 後ろの壁と除雪機の間挟まれた事故

事故の原因

使用者が後進中に背面の鉄パイプとの間に挟まれた。その際、走行クラッチレバーの上に覆いかぶさる状態となったため、走行クラッチレバーが「入」の位置に固定され、除雪機が後進を継続したことにより、使用者を圧迫したと考えられる。

(3) オーガ(除雪機^{らせん}の前の雪を砕く螺旋状の刃の事)に巻き込まれた事故

事故の原因

除雪機のエンジンをかけた状態でデッドマンクラッチ機構のクラッチレバーをロープで固定したため、何らかの理由で使用者が前方のオーガ部に移動した際に誤ってオーガに巻き込まれ、事故に至ったと考えられる。

(4) 詰まった雪を取り除こうとしてけがを負った事故

事故の原因

使用者が除雪機の排雪口に詰まった雪を、回転刃を止めないまま、付属の雪かき棒を使用せずに直接手で除去したため、排雪口内部の回転刃に触れ、事故に至ったものと考えられる。

▼出典：除雪機安全協議会
「歩行型除雪機の安全啓発チラシ」



注意するポイント

- 走行する際には、転倒したり、挟まれたりしないよう、周囲の状況に十分注意する。
- 周囲に人がいない状況で作業する。
- デッドマンクラッチなどの安全機能を正しく使用する。
- 雪詰まりを取り除く際は、エンジン及び回転部の停止を確認し、雪かき棒を使用する。

高齢者が知っておきたいスマートホンの利用方法・注意点

★高齢者スマホ事情！60歳以上のスマホ利用率は8割

- 高齢者のスマホの利用目的は「通話」や「メール」
- LINEアプリの利用は年々上昇傾向
手軽にメッセージのやり取り、音声通話、ビデオ通話ができるLINEは、家族や友人とのコミュニケーションツールとして利用されています。
- 情報収集ツールとして利用する高齢者も多い
インターネット検索、ニュース閲覧、地図や天気予報の確認など、情報収集ツールとして利用されています。

★高齢者のスマホ利用で起こりうる4つの注意点



問題点と対策

- ① 利用後の切り忘れによる料金追加
→電源ボタンを押すと通話が切れるスマホや、LINEの無料通話アプリを使えば切り忘れに対処できます。
- ② 個人情報や暗証番号の漏洩
→SNSに投稿された情報(電柱の所在地、表札などや写真の位置情報)から自分の住む地域が特定されてしまうこともあります。投稿する前に写真の位置情報サービスなどを確認してください。不正アクセスを防ぐためには、パスワードの使いまわしは避けるのがお勧めです。
- ③ ワンクリック詐欺や悪徳商法による被害
→画面に広告が表示されることがあります。必要のない箇所にはむやみに触れないように心がけましょう。
- ④ 歩きスマホによる転倒
→視野が狭くなり画面に集中することで、危険察知能力が薄まってしまうます。また、スマホはその形状から両手で操作する必要があります。その為とっさの時に手が出ず転倒のリスクが高まります。

偽のメールに注意しましょう

- ① 実在する企業になりすました不正なメール
「【●●●】××会員のお支払方法に問題があります、更新してください。」や、宅配便の不在通知を装うメール「お客様が不在の為お荷物を持ち帰りました。こちらにてご確認ください」は、うっかり度が高く危険です。
- ② 弁護士やあるいは有名な企業や販売業者から「未回収の会費がある。〇〇までに支払わない場合は法的手段に訴える」といった内容のメールが届く。
- ③ 「〇億円当たりました」とのメールを送りつけ「当選金を受け取る手数料」と称して、電子マネーを購入させて送金させる詐欺も拡大。

トラブルに合わないために

- 本文中のボタンやURLはクリックしない。URLにアクセスした場合、提供元不明のアプリをインストール、ID・パスワードなどを入力しない。
- 表示されている連絡先には連絡しないようにする。
- 「オレオレ詐欺(特殊詐欺)」と同じようなものがメールでも飛び交っているので、メールを信用せず、直接サービス元のホームページで問い合わせ「真偽を確認してから対応する」習慣をつける。
- 「メールでくる通知は全て疑う」を原則とする。

アルミホイルについて試買テストを行いました

対象品

アルミホイル 計20銘柄

内訳：標準タイプ	9銘柄（厚さ12 μ m前後のもの）
厚手タイプ	3銘柄（厚さが標準タイプの概ね2倍以上のもの）
表面加工タイプ	8銘柄（食品をくっつきにくくするための加工した旨の表示があるもの）

テスト結果

- 法定事項ではない電子レンジでの使用に関する注意事項の表示が多く、消費者からの問合せに対応しているものと考えられました。
- 単位面積あたりで22倍以上の価格差があり、長さの短い銘柄で単価が高い傾向でした。
- 箱の構造に基づく使用性評価では、カットしやすさについて評価が大きく割れ、刃がフタ側に取り付けられている銘柄で評点が高くなりました。この構造だと、ホイルの状況を確認しながらカットすることができ、力加減などの調整がしやすくなるためだと考えられます。
- 角餅とチーズを用いた調理使用時の利便性評価では、表面加工タイプであっても食品がくっつく場合があることを確認しました。

消費者へのアドバイス

- アルミホイルを可燃ゴミまたは不燃ゴミのどちらで扱うかは自治体によって異なるため、お住まいの自治体の分別ルールを確認することが重要です。
- アルミホイルは表裏の区別が不要ですが、表面加工タイプの場合は、加工された面に食品を載せるよう表示しているものが多いため、その表示に従う必要があります。



詳しくはホームページ(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/shibai03.html>)に掲載していますので、ぜひご覧ください。

多重債務者無料相談会

きちんとした手続きをとれば、解決できます。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。
弁護士または司法書士が法律相談に応じます。(事前にお電話で予約をお願いします)

員嶺北会場	<p>日時 11月12日(土) 10:00~12:00 13:00~15:00</p> <p>場所 福井県消費生活センター (福井市手寄1丁目4-1 AOSSA7階)</p> <p>予約受付 福井県消費生活センター ☎0776-22-1102</p>	福井市会場	<p>日時 11月21日(日) 14:00~16:00</p> <p>場所 福井市消費者センター (福井市田原1丁目13-6 フェニックス・プラザ1階)</p> <p>予約受付 福井市消費者センター ☎0776-20-5588</p>
大野市会場	<p>日時 11月25日(金) 18:00~20:00</p> <p>場所 大野市役所 1階 第1会議室 (大野市天神町1-1)</p> <p>予約受付 大野市消費者相談センター ☎0779-64-4831</p>	あわら市会場	<p>日時 12月1日(水) 14:00~16:00</p> <p>場所 あわら市消費者センター (あわら市市姫3丁目1-1)</p> <p>予約受付 あわら市消費者センター ☎0776-73-8017</p>
坂井市会場	<p>日時 11月19日(土) 10:00~12:00</p> <p>場所 坂井地域交流センターいねす 「坂井市消費者フェスタ」会場内研修室 (坂井市坂井町蔵垣内34-14-1)</p> <p>予約受付 坂井市消費者センター ☎0776-50-3029</p>	勝山市会場	<p>日時 12月2日(金) 14:00~16:00</p> <p>場所 勝山市役所 市民課 (勝山市元町1丁目1-1)</p> <p>予約受付 勝山市消費者センター ☎0779-88-8103</p>
小浜市会場	<p>日時 11月25日(金) 16:30~18:30</p> <p>場所 小浜市消費生活相談室 (小浜市大手町6番3号 小浜市役所4階)</p> <p>予約受付 小浜市消費生活相談室 ☎0770-53-1140</p>	員嶺南会場	<p>日時 11月19日(土) 10:00~12:00 13:00~15:00</p> <p>場所 福井県嶺南消費生活センター (小浜市小浜白鬚112白鬚業務棟3階)</p> <p>予約受付 福井県嶺南消費生活センター ☎0770-52-7830</p>
敦賀市会場	<p>日時 11月8日(金) 10:00~12:00</p> <p>場所 敦賀市役所 1階 相談室5 (敦賀市中央町2丁目1-1)</p> <p>予約受付 敦賀市消費生活センター ☎0770-22-8115</p>	<p>主催：福井県 福井弁護士会 福井県司法書士会 開催市</p> <ul style="list-style-type: none"> ●相談は無料です ●コロナウイルス感染症の状況により中止する場合があります 	

エシカル・チャレンジ2022

詳細・ご応募はこちらから▶



公式Instagramまたはツイッターをフォローして、「エシカル消費に関するクイズ」に答えよう。
正解者の中から抽選で、エシカルな福井県産品(3,000円相当)をプレゼント!

公式Instagram▼
@ethical_fukui



公式Twitter▼
@ethical_fukui



開催期間・景品 (各応募期間10名にプレゼント)

応募方法

- 令和4年11月10日(木)~12月10日(土)
- セルブ商品焼き菓子詰合せ
(社会貢献や人の支援につながる商品・地域を応援する商品)
- 令和5年1月5日(木)~2月5日(日)
- Food Paperセット:廃野菜や果物から作られる和紙文具
(環境に配慮した商品・地域を応援する商品)

- 1 公式Instagramまたはツイッターをフォローする
- 2 応募フォームからクイズの答え、必要情報を入力する

消費生活トラブルに関する

専門家による相談会

無料

要予約

開設時間 / 14:00~16:00

12~2月の開設日

分野	12月		令和5年1月		令和5年2月	
福井弁護士会 (法律)	6日(火)	県消費生活センター	10日(火)	県消費生活センター	7日(火)	県消費生活センター
	8日(木)	敦賀市消費生活センター (0770-22-8115)	12日(木)	県嶺南消費生活センター	9日(木)	県嶺南消費生活センター
	21日(水)	県消費生活センター	18日(水)	県消費生活センター	15日(水)	大野市消費者相談センター (0779-64-6007)
司法書士(法律)	22日(木)	県嶺南消費生活センター	26日(木)	県嶺南消費生活センター	16日(木)	県嶺南消費生活センター

※事前に申込みが必要です。申込受付は、県・嶺南の消費生活センターまでご連絡ください。
市町の相談窓口で開催の場合は、その開催市町でも予約できます。

消費生活のご相談は... **土日**も相談を受け付けています

新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします。



福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA7階)

☎ **0776-22-1102**

FAX 0776-22-8190

福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112 (白鬚業務棟3階)

☎ **0770-52-7830**

FAX 0770-52-7831

受付時間 / **9:00~17:00** (祝日・年末年始は休館)

※嶺南消費生活センターは第3日曜日が休館日です

オンラインでも受け付けています
(事前申し込みが必要です)。



ホームページ

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/index.html>

福井県 消費生活 検索



フェイスブック

<https://www.facebook.com/pref.fukui.cac/>

※市消費者センター、町相談コーナーでも相談を受け付けています。

消費者ホットライン

局番なし

い や や
188

福井県消費生活センターや市消費者センターなどの相談窓口につながります。音声ガイダンスが流れますが、操作が分からない場合はそのままお待ちいただければつながります。

※携帯電話からの通話は無料通話の対象外です

発行

福井県安全環境部県民安全課

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

☎0776-20-0287 FAX0776-20-0633



@AnshinFukui

安全安心ふくい
ツイッター

消費に関する安全安心の
情報を発信しています。
ぜひ、フォローしてくだ
さい。

発行日 / 令和4年11月